平成２９年（フ）第１７１７号
大阪府四條畷市岡山２丁目９番４号
破産者　株式会社津久見工務店
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６２６号
大阪市鶴見区浜３丁目４番20号
破産者　株式会社Ｙ’ｓコーポレーション
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９２６号
大阪市中央区西心斎橋２丁目10番32号
破産者　アンドユー株式会社
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２５５号
大阪府大東市野崎１丁目14番５号
破産者　有限会社ハイファッションアーサ
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３８０号
大阪府寝屋川市寿町28番６号
破産者　有限会社イアラ
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７２６号
大阪市都島区都島北通１丁目３番19号
破産者　有限会社ボンバイエ
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１０２号
堺市西区下田町10番10号
破産者　堺水道工業株式会社
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
秋田県横手市条里１丁目13番16号
破産者　有限会社ゲット
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２２５号
茨城県坂東市大口新田67番地
破産者　有限会社藤マネージメント
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２６０号
千葉県富里市日吉台５丁目42番地57
破産者　滝井　泰宏
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３５０号
千葉県成田市美郷台２丁目16番地16（シティハイムみさと203号）
破産者　嵯峨　敬一
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４３１８号
東京都江東区新大橋２丁目20－７－602、開始決定時の住所東京都中央区日本橋堀留町２丁目１－７－904
破産者　酒井　武博
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３４７号
東京都杉並区下高井戸１丁目26－１－101、前住所東京都品川区平塚３丁目９－14－101
破産者　伊井　絵基
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３２１号
東京都立川市泉町1156番地の４トミンハイム立川泉町336号
破産者　齋藤　仁之
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２７１２号
横浜市都筑区仲町台２丁目１番５－202号
破産者　株式会社明建興業
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１号
岐阜県可児市広見２丁目18番地１
破産者　株式会社スティル・アライヴ
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２０１０号
札幌市東区中沼西４条１丁目２番12―201号
破産者　鈴木　啓正
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１９５号
札幌市西区八軒５条西10丁目１番41―116号
破産者　小島　文夫
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２１８号
北海道石狩市花川北２条５丁目133番地６
破産者　笹田　健太
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２８７号
札幌市西区琴似１条６丁目４番19―402号
破産者　浅川　智子
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４３２号
札幌市東区北23条東14丁目４番15号　グランドール甲地Ⅱ101号
破産者　林　　有紀
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部